

八千代市木造住宅耐震改修助成制度

のご案内



八千代市

都市整備部 建築指導課

TEL 047-483-1151

八千代市住宅耐震改修助成制度のご案内



八千代市では、地震に対する住宅の安全性を向上させ、市民の生命及び財産の保護を図ることを目的に、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助します。

1. 補助対象住宅

次の（１）～（６）すべてにあてはまる住宅が対象となります。

- （１）丸太組構法、建築基準法の一部を改正する法律（平成１０年法律第１００号）による改正前の建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３８条の規定による認定又は型式適合認定によるプレハブ工法により建築されたものでないこと。
- （２）昭和５６年５月３１日以前に着工されたものであること。
- （３）一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の２分の１以上のものに限る。）であること。
- （４）地上階数が２以下であること。
- （５）規則及び八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成１９年告示第４０号。以下「耐震診断交付要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けて行われた耐震診断その他これに準じる耐震診断で市長が特に認めるものにより求められた上部構造の耐震性能に係る評点（以下「判定値」という。）が**1.0未満**であること。
- （６）建築基準法第３章（集団規定）の規定に適合していること。

2. 補助対象者

本市の住民基本台帳に記録されている者のうち次のいずれか該当する木造住宅を所有する者。

- (1) 所有者自らが居住する木造住宅
- (2) 所有者の3親等以内の親族が居住する木造住宅

3. 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として実施する木造住宅の改修のうち、改修後の上部構造の耐震性能に係る評点を1.0以上にすることが補助の要件となります。

4. 補助金

補助金の額は、耐震設計に係る費用の3分の2（上限4万円）、耐震工事監理に係る費用の3分の2（上限6万円）、耐震工事に係る費用の3分の1（上限40万）で上限の合計額は50万円となります。（千円未満切捨て）

5. 設計・監理者及び施工者

- (1) 設計・監理者

耐震改修に係る設計及び監理は、建築士で、八千代市が登録をする木造住宅耐震診断士に依頼してください。

- (2) 施工者

耐震改修に係る改修工事は、下記のいずれかの要件を満たす者に依頼してください。

- ① 建設業法による許可を受けていること
- ② 当該営業所に下記ア、イ、ウ又はエに該当する者を置いていること
 - ア 高等学校又は大学において、建築学または都市工学に係る学科を修め、建築工事に
関する実務経験を、高等学校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上有する者
 - イ 建築工事に
関する実務経験を10年以上有する者
 - ウ 国土交通大臣がア又はイと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
 - エ 建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者

6. 耐震改修費の補助に係る提出書類

交付申請時

- (1) 八千代市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 補助対象住宅の登記事項証明書等，所有者を証明する書類
- (4) 耐震改修に要する経費に係る見積書又はその写し及び内訳書
- (5) 建築確認通知書の写し又は当該建築物の建築年月日が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

工事完了後

- (1) 八千代市木造住宅耐震改修補助金実績報告書（第9号様式）
- (2) 設計・監理者から提出された工事監理状況の報告書の写し
- (3) 工事の内訳書
- (4) 耐震改修を行う部位ごとの工事着手前，工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (5) 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
- (6) 耐震改修に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (7) その他市長が認める書類

【ご注意】

当該年度の2月15日までに実績報告書を提出してください。

※ 詳細については建築指導課までお問い合わせください。



八千代市役所 都市整備部 建築指導課
TEL 047-483-1151